

平成 24 年 4 月

関西広域連合議会総務常任委員会会議録

平成 24 年 4 月 関西広域連合議会総務常任委員会会議録 目次

平成 24 年 4 月 21 日

1	議 事 日 程 .....	1
2	出 席 議 員 .....	1
3	欠 席 議 員 .....	1
4	事務局出席職員職氏名 .....	1
5	説明のため出席した者の職氏名 .....	1
6	会 議 概 要 .....	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 24 年 4 月 21 日  
開催場所 関西広域連合本部事務局 11 階 大会議室  
開会時間 午後 1 時 30 分開会  
閉会時間 午後 3 時 03 分閉会

議 第

- 第 1 嘉田国出先機関対策委員長挨拶  
第 2 調査事件  
国出先機関対策について  
その他
- 

○出 席 議 員 (13 名)

1 番 大 井 豊	16 番 尾 崎 要 二
3 番 菅 谷 寛 志	17 番 福 間 裕 隆
4 番 山 口 勝	18 番 山 口 享
5 番 中小路 健 吾	
7 番 杉 本 武	
9 番 横 倉 廉 幸	
10 番 吉 田 利 幸	
12 番 大 野 ゆきお	
13 番 日 村 豊 彦	
14 番 山 口 信 行	

---

○欠 席 議 員 (7 名)

2 番 吉 田 清 一
6 番 上 島 一 彦
8 番 富 田 健 治
11 番 藤 井 訓 博
15 番 吉 井 和 視
19 番 福 山 守
20 番 竹 内 資 浩

---

○説明のため出席した者の職氏名

国出先機関対策委員会委員長	嘉 田 由紀子
本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	桑 野 正 孝
本部事務局次長 (調整担当)	村 上 元 伸
本部事務局総務課長	田 中 基 康
本部事務局企画課長	亀 澤 博 文
本部事務局計画課長	立 石 和 史

本部事務局国出先機関担当課長	中 谷 文 彦
本部事務局参事（官民連携担当）	森 健 夫
本部事務局課長（国出先機関・経済産業局担当）	小 野 英 利
本部事務局課長（国出先機関・環境事務所担当）	白 石 祐 治
本部事務局課長（国出先機関・地方整備局担当）	杉 山 英 樹
本部事務局課長（国出先機関・地方整備局（河川砂防）担当）	松 野 克 樹
本部事務局課長（国出先機関・地方整備局（道路）担当）	野 尻 邦 彦
本部事務局課長（国出先機関・地方整備局（計画）担当）	宮 本 眞 介
本部事務局課長（国出先機関・調査（農政）担当）	森 裕 二
本部事務局課長（国出先機関・調査（運輸）担当）	元 木 正
本部事務局課長（滋賀県担当）	富 永 重 紀
本部事務局課長（京都府担当）	中 島 貴 史
本部事務局課長（大阪府担当）	松 本 正 光
本部事務局課長（兵庫県担当）	橋 本 正 人
本部事務局課長（和歌山県担当）	田 嶋 久 嗣
本部事務局課長（鳥取県担当）	亀 井 一 賀
本部事務局課長（徳島県担当）	折 野 好 信

○会議概要

午後1時30分開会

○委員長（吉田利幸） それでは、これより関西広域連合議会総務常任委員会を開会いたします。

皆様、ご苦労さまでございます。

本日は、吉田清一委員、上島委員、富田委員、藤井委員、吉井委員、福山委員及び竹内委員が欠席であります。いろいろ公務でお忙しいと思いますので、ご了承願います。

また、本日の理事者側の出席者については、お手元に名簿を配付いたしておりますので、ごらんを願いたいと思います。

本日は、国出先機関対策について調査事件としております。調査事件については、嘉田国出先機関対策委員会委員長から説明を聴取した後、質疑といたします。

それでは嘉田委員長、よろしく願いいたします。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 改めまして皆さん、こんにちは。関西広域連合議会総務常任委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

新年度を迎え、関西広域連合の取り組みもいよいよ2年目を迎えました。政令市の大阪府さん、堺市さんの正式加入も間近であります。来週早々と伺っております。また、夏ごろには京都市さん、神戸市さんも加入される予定でございます。関西広域連合は、名実ともに広域行政を担う連合体として、さらなる発展を遂げる時期に来ているのではないかと考えております。

さて、そのような中で、本日のテーマであります国出先機関対策でございますが、四国においても関西と同様、平成26年度中の国出先機関の受け入れ、当面、経済産業局のみであります。目指してございまして、先月、四国4県で広域連合を成立することで合意され

たと伺っております。

関西、九州、四国と複数ブロックで国出先機関の受け入れに名乗りが上がることで、全国において地方分権、地域主権の突破口を開き、多極分散型構造へ転換するという流れができていているように感じております。そういう中でも、関西広域連合は真っ先に走っているわけございまして、責任が重いところでございます。

既にご案内のように、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所の3機関を対象として、関係府県及び議会と皆様とともに、移管の実現に積極的に取り組んでいるところでございます。国においても、野田首相や担当の川端総務大臣が今国会への関連法案提出に向け、強い意欲をお示しいただいております。

私も出席しておりますアクション・プラン推進委員会等で、移譲事務・権限や国出先機関の受け皿となる広域的実施体制のあり方などが議論されてまいりました。しかし、各種報道でもありますように、ここに来て関係各省、特に国土交通省が大変厳しい抵抗を見せております。これまでの取り組み経緯を含めた詳細は後ほど事務局から説明をさせますが、国交省は、移管後の出先機関について、現在の大臣と出先機関の関係、上下関係を維持することが必要など、これまでの分権改革に逆行するような主張を譲らないなど、また、各地の市町村長からも慎重な対応を求める意見が出されておまして、今国会での関連法案提出成立は予断を許さない状況でございます。

実は私自身、琵琶湖の河川政策を過去30年研究してまいりまして、特に明治以降の歴史的な河川管理の発展を考えてまいりました。そういう中で、今回の改革は、まさに明治29年、河川法ができ、そして昭和39年、明治は治水です。昭和は利水。それに平成9年、環境という三つの目的を持った河川法をいわば中央集権で施行してきた。その本体である国土交通省にとっては、大変大きな問題であると理解ができるところであります。それだけに、受けとめる私たちも責任を持って市町村長さん、何よりも住民の皆さんにしっかりとどういうメリットがあり、また万一デメリットがあるなら、そこにどうあらかじめリスク管理をしていくのかということの説明があると思っております。

この移管、関西広域連合としても、ぜひとも実現をしなければならないものでございますけれども、この動きを、改革を進めるためには、議会の皆さんの何よりも大きなご理解、連携が必要でございます。今日、忌憚のないご意見をお伺いいたしまして、そして私どもが覚悟を持って住民の皆さんに、また企業も含めて、説明のできる体制構築をつくり上げていきたいと思っております。

本日、どうかよろしくご審議をお願いいたします。

まず、最初のあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（吉田利幸） それでは、事務局の中谷国出先機関担当課長からご説明を願います。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 国出先機関担当課長の中谷でございます。お手元の資料について説明させていただきます。

国出先機関対策についてという資料がお手元にありますでしょうか。

○委員長（吉田利幸） 長くなるようでしたら座っていただいて結構です。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） ありがとうございます。それでは、座っ

て失礼させていただきます。

最初に、国出先機関の移管に向けた取り組み状況ということで、主な経緯を整理させていただきます。

昨年冒頭以来、経緯を書いておりますけれども、今日は4ページをまずごらんになっていただいて、昨年末以降の主な経緯についてまず説明をさせていただきたいというふうに思います。

4ページの中ほどですけれども、12月26日に第15回の地域主権戦略会議が開催されております。ここで「広域的实施体制の枠組み」と、いわゆる国出先機関の受け皿に相当する枠組みでございますけれども、その方向性が了承決定をされております。

内容ですが、受け皿については既存の広域連合制度をベースにすること、平成24年通常国会への法案提出を目指すこと、移管対象候補といたしましては、我々と九州が求めてきた3機関を対象とすること、それから、移譲対象になる事務・権限ですけれども、出先機関単位ですべての事務・権限の移譲を基本とすること、すなわち丸ごと移管ということでございます。それから、財源については必要な措置を講ずることが決定されております。

ただ、それまでのアクション・プラン委員会ですとか地域主権戦略会議で議論になっておりました、果たして緊急時のオペレーション等をどうするかということについては、詳細は、引き続き検討というふうになっております。

この会議に当たって野田首相から、来年、すなわちこの通常国会への法案提出に向けて最大限努力をします。取り組みが進むように、各閣僚に話をするという決意が示されたところでは。

この野田総理の決意を受けて、翌日の閣僚懇談会では、各閣僚の皆様にも今後の方向性について了承を得たので、関係大臣におかれては、総務大臣に協力をして積極的に取り組みを進めようという指示が重ねてあったところです。

ことしに入って以降の経緯でございますけれども、まず、平成24年、次のページの一番上、2月7日というふうになっておりますが、私どもから市長会、町村会、あるいは関係される国会議員の皆様へ、この国出先機関の移管の推進をどうか支援してほしいという文章の送付をしております。

といいますのも、昨年末あたりから関係市町村の皆様から、国出先機関の移管についてどうも不安だと。果たしてそんなに早く進めていいのかと。あるいはもう少しあからさまに、地整局の移管については反対だというような声も上がってきておりました。ただ、そういった主張の中には、文字通り国出先機関が廃止をされて、その業務や機能を府県にばらして、各府県が担うというイメージを持っていらっしゃるような向きもございましたので、私どものほうから改めて丸ごと移管の意義とその内容を説明差し上げて、支援をお願いしたということでございます。

それから、2月9日のアクション・プラン推進委員会の第5回、ここでそれぞれ出先機関の具体的な事務・権限について、仮に私どもに移譲された場合に事務の区分、例えば自治事務とするのか法定受託事務とするのか、あるいは国の関与をどうするのか、もしくは大臣の並行権限をつけるのか、つけないのかといった条件について、各省の回答が内閣府に対してなされております。それについて状況説明があった後、各省からは、移譲の例外とされた事務も多数ございました。

特に、国土交通省からは、直轄国道を直轄河川の移譲に際して移譲しなくはないけれども、仮に移譲する場合は、広域連合に対して直接的な指揮命令権ができるようにしてほしいという回答があったところです。これに対して私どもは、あくまでもすべての事務・権限の移譲を求めたというところです。

順を追ってまいりますので、少し内容が前後いたしますけれども、次の3月3日でございますが、先ほどの市町村の皆様の慎重な意見から波及して地方を守る会と、これは任意の組織でございますけれども、447市町村の参加を得て、国の出先機関の廃止については進めないよう要望をするという決議が採択をされております。

それから、3月16日の「アクション・プラン」推進委員会、これは第6回に相当しますけれども、ここで国の出先機関を仮に丸ごと移管をする場合に、特例法の骨子に相当する基本構成案というのが初めて提示をされまして、議論をされたというところでございます。

この基本構成案につきましては、12ページをちょっとごらんになっていただけますでしょうか。ページが前後いたしますのは、大変恐縮ではございますけれども、12ページを見ていただきますと、国出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）というのがあるかと存じます。これが16日の「アクション・プラン」推進委員会で政府から示されたということです。

主な内容でございますけれども、記書きの下、まず広域的实施体制の在り方について、これはすなわち出先機関の受け皿、我々の広域連合のようなものをどうするかという記載ですが、1行目の最後のほうからです。受け皿となる広域的实施体制は、特定広域連合、これは自治法第284条第1項に定める広域連合を受け皿とするということが明確に書かれたということでございます。

また、その次に続く記述なのですが、特定広域連合ではあるけれども、これを組織する都道府県の地域を合わせた区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないという趣旨のことが書かれております。

さらに、その前の括弧書きなのですが、ただし、当該管轄区域に含まれないとすることについて相当の合理性が認められる区域を除くと、非常に複雑な書きぶりではございますけれども、現状、これは出先機関の管轄区域が機関によって異なっております。例えば、我々が今、移管を求めている3機関についても、福井県あるいは三重県が管轄区域に入ったり入ってなかったりしております。そのすべてを我々広域連合が含んでなければならぬかということ、そうではなくて、例えば三重県の区域については、さすがに広域連合の区域に含まれていなくても一定の合理性があるということであれば、除外しても構わないということでございます。

ただ、この時点では、どの県、例えば奈良県が含まれるべきかどうかというような具体的な内容についてはまだ明示はされておられません。実際には特例法が通った後、その施行令、政令で定めることになるだろうというふうに伺っております。

それから、下の（2）執行機関の在り方でございますけれども、まず、特定広域連合に長を置くと。しかも構成団体との長との兼務を妨げないとなっております。特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くことができるとして、この特定広域連合の長は、重要事項を決定し、変更しようとする場合には、あらかじめこの会議の意見を聞くと。そして、会議の意見を尊重しなければならないという内容になっております。

これは一定、合議制の理事会についても、執行機関として選択できるように我々が求めてきたところではございますけれども、今回、執行機関のあり方については、独任制の長を原則とするという書きぶりになっております。ただし、現在の関西広域連合の執行機関のあり方、いわゆる広域連合委員会でございますけれども、その委員会のあり方に変更を迫るものではございません。

それから、その下の2行、特定広域連合の長の下、日常の業務執行を管理する専任の執行役を移譲対象出先機関ごとに置くというふうに書かれております。これは加えて、常駐できない連合長にかわって、日常業務の執行を管理する常勤の職員を置くという意味でございます。

次の13ページ、議会のあり方については、議会の自主的な取り組みを促すという書きぶりになっております。

少し飛ばしまして、その下、(7) 効果的・効率的な広域行政の推進というところがございます。ここには特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとするというふうに書かれております。これは国の出先から一定の事務・権限が来れば、それに関連する我々府県政令市の事務も持ち寄ることによって合理化を図れという趣旨の記載でございます。政令市の加入を促進すると、1行入っております。

次の大きな番号の2になりますけれども、事務等の移譲の在り方について。これは移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とするけれども、14ページ以下の措置をとることで、なお支障がある場合には、例外として認めようというものになっております。

実際、14ページ、(2) 移譲のための措置ということで、国の出先の事務・権限を渡すに当たって、以下のような取り扱いを原則としてほしいということが書かれております。

まず、①事務区分ですが、これは原則として法定受託事務とするとされております。

それから、その上の2行に理由がありますけれども、例えば、九州と関西に先行して出先機関の事務が来たとしても、他のブロック、例えば東北ですとか甲信越においては、引き続き国が処理をするということになりますので、全国の取り扱いがまだら模様になっても困るということで、当分の間、これは法定受託事務とすることで全国的な統一性や整合性を図れということでございます。

したがって、②の国の関与ですが、自治事務よりはやや強い関与を柔軟に認めるということになっております。

それから、③移譲事務等に関する事業計画というところがございまして、特定広域連合等、あらかじめ関係地方公共団体、これは市町村さんの意見を聞いた上で、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならないというふうに書かれております。

この具体的な事業計画の内容ですとか、市町村さんを初めとする関係地方公共団体の意見聴取を具体的にどうするかということは、まだ詳細は明らかではございません。今後の検討ということになっておりますけれども、現在、私どもで事務的な折衝をする範囲では、いわゆる今、出先機関が予算要求を毎年度しておりますけれども、それにかわる手続となるのかというふうに想定をしております。



それから並行権限行使、これは現在でも一定の法定受託事務には並行権限というのがございます。例えば、ある監督行政について、都道府県は事業者に対する立入検査ですとか報告聴取はできると。ただ、処分権は持っていません。処分権については、大臣が持っている場合に、国も地方・府県と同様に、報告聴取なり立入検査ができるというような規定をしているような法律がございます。

この際の大臣の権限なんかを並行権限というふうに申しておるわけでございますけれども、こういったものも柔軟に認めることによって、当面の各省の不安といいますか、権限にこたえようということでございます。

それから、⑤の区域外権限行使でございますが、これは移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続するとなっております。これは通常、地方公共団体、我々府県の権限行使というものは、その区域内にとどまることが原則でございますけれども、一方、国の出先機関の場合は、本店が所在するブロックの出先機関が管轄をしながら、支店が所在をする他のブロックについても一定国の機関でございますので、ブロックをまたいで権限行使をする例がございます。こういったものについても、関西広域連合に移された後も同様に、域外で我々が権限行使をすることを認めていこうと。現状と同じように権限行使ができるようにしましょうという趣旨の記載でございます。

それから、(3)の緊急時のオペレーションでございますけれども、これもかねて国交省のほうは直接的な指揮命令を、例えば国交大臣ですとかに与えよという主張をされてきたわけですが、ここでは原則指示で広域連合に対して支援要請なり協力要請をしていくという記載ぶりになっております。簡単なイメージが19ページについておりますので、また後ほどごらんになっていただければというふうに思います。

例えば、このイメージ図でまいりますと、一番右側、緊急対策本部長というのが一番上に書いておりますけれども、東日本大震災のときにこれが設置をされております。本部長は内閣総理大臣が就任するわけですが、内閣総理大臣から、例えば東北に支援に行けという指示を受けることもあるし、あるいは出先機関の今の所管大臣、国交大臣から、個別法に基づいて、例えば今の要員を東北に送れという指示がある場合もあると。双方から指示を受けて万全を期すという体制になっております。

それではまた、15ページに戻っていただければよろしゅうございますでしょうか。

15ページ、少し飛ばしまして(6)事務等の移譲の手続というところがございます。これは実際、出先機関の移管に係る特例法が制定された後、どういう手続を経て、実際、国の事務事業が移管をされるか、移譲されるかという手続を示しております。まず、国が出先機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針、基本方針を閣議を経て定めるというふうに書かれております。

我々特定広域連合は、その下になりますけれども、この基本方針に即して、あらかじめ市町村さんを初めとする関係地方公共団体の意見を聞いた上で、皆様連合議会の議決を経て、移譲を受ける事務等の実施に関する計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請するという手続になっております。この計画が適当であるということを内閣総理大臣が認める場合は、計画が認定されて初めて実際に事務事業が移ってくるという形になっております。ただし、内閣総理大臣が認定をする場合に、あらかじめ関係行政機関の長、例えば国土交

通大臣ですとか、経産大臣の同意を得なければならないとされています。

この具体的な中身なのですが、実は道州制特区推進法は既に北海道で適用されている法律がありますけれども、それと同様の手続ではないかというふうに考えております。実際に移譲対象となる事務・権限というのを法令に則して具体的に網羅した上で、それをどういう組織で執行していきますかということをもとめるような内容の計画というふうに考えております。これは長期的な計画ですので、最初に一度制定をすれば、何年かそのままというふうに想定をしております。

基本構成案については、主な内容は以上でございます。人員移管あるいは財源の移管について一定の整理はされておりますけれども、これ以上、今はまだ具体的な検討はされていないということをご了解ください。

再び経過、経緯のペーパーに戻っていただきまして、5ページでございます。5ページで3月20日、黒い丸がついておりますけれども、先月でございますが、私どもと内閣府の政務と協力をいたしまして、近畿市長会さん、それから近畿町村会さんを対象に説明会、意見交換会というものを開催しております。何度もページを送っていただいて恐縮なのですが、その際の概要は、21ページにおつけしております。

3月20日、ここで開催をしたのですけれども、その際、市長会さん、町村会さんのほうからは、例えば、東日本大震災のような大規模災害が起こったときに地整局は十分活躍したけれども、あなた方も同じように対応できるんですかというご意見ですとか、それから奈良県の加入が果たして条件になるのかというご意見です。さらに、例えば地整局が来た後、公共事業の予算配分を具体的にどう決めていくのか。市町村、我々の意見を聞いてもらえるのかどうか。ページをめくっていただきますと、河川の上下流のような大変難しい利害調整をできるのか、あるいは人員移管丸ごとと聞いているけれども、専門的な技術、知識あるいは指揮を含めて万全に移管できるのかというご意見、さらには、これまで関西広域連合の議論というのは、国と府県でやっていて非常に遠い印象を受けると。もう少し我々のほうにおいてきて説明をしてくれというようなご意見もあったところです。

この中で、奈良県の加入の条件云々に際して、内閣府の出席者のお一人から、個人的かつ直感的な見解だけでも、奈良県が入っていないと移管できない公算が高いという発言がございました。これについて若干報道されるようなことがあったかと思っておりますけれども、公式にはまだこれは内閣府から説明があったわけではございません。

一番最後でございますが、市町村さんの動きに関連して、3月26日に全国市長会から一定の意見が出されております。要は、出先機関の検討に当たっては拙速にならず、市町村さんの意見を聞いて慎重に対応を求めるという内容になっております。先ほど説明を申し上げた地方を守る会等の動きがございますので、一定、全国市長会としてもそういう意見を取りまとめられたということでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○委員長（吉田利幸） 説明は終わりました。ただいまの説明について質問、ご意見等がございましたら。

山口委員さん、どうぞ。

○山口 享委員 嘉田委員長さん、ご苦労さんでございますけれども、実は最近の報道を

見ますと、道州制であるとか大都市構想であるとか、そういうことばかりがどんどん出ておまして、私どもが求める丸ごと地方にこの3機関を移譲すると、こういうことが実現できそうだということで、連合議会でも体制づくりを求められたわけですが、きちんとしたそれに対応する関西連合議会でなければならない。

加えて、政令市を含めて対応しなければならないと、こういう形なのですけれども、今、本当に政府が真剣にこの丸ごと移管、その中で法定受託事務であるとか、自治事務であるとか、なかなか難しいような対応を地方に求めてきておると、こういう現実なのですけれども、その中で一番大きな問題は、確かに地方分権はやらなければならない。地方主権もやらなきゃならん。これを基本としたものを持っておるとは思いますけれども、なかなか、関西連合に加入しておられる国会議員ですら余り積極的でない。認識が少ない。やはりこういうことから、もう少し政治的なアプローチをする必要があると、こう思っておるわけですが、委員長さんであつたり地方自治が一生懸命やっていることは、私どもは高く評価するものでございますし、期待をいたしますけれども、現実には、国会議員さんがここでも何回も言いましたけれども、やはり本来であれば、地方がやること、国がやることということを峻別してやらなきゃなりませんけれども、今までの慣習があつて、なかなかその方々が地方でうまいこといかん、地方分権を本当にやって、地方の自主性をと、こういうような理解が進んでおらんのが私は現状ではないかと、こう思っておりますので、関西広域連合からそういう党派を超えた対応を私はなすべきだと、こう思っておりますけれども、それが全体に広がるのかと思います、道州制問題であつたり、そういうものが先走ってしまつて、なかなか複雑なことになりはしないかという危惧を持っておりますので、そのあたりのことについてどうでしょうか。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） ちょうど2日ほど前でしょうか、道州制問題の知事と特別市、政令市などの、政令市の市長を中心にした19名ほどが会を立ち上げたというニュースがございました。

そもそもこの広域連合は、道州制とは全く違うものでございます。最初から皆さんと納得をしていただいておりますように、府県を超えて、逆に道州制にせずして広域自治体としての自主性なり、あるいは権限移譲の受け皿になるということでございますので、道州制とは方向が違つておりますが、ただ、なかなかニュースにしていだけないというところがあります。どちらかという、広域連合の話のほうが地味で、道州制は夢とロマンがあるというようなことで、中身の議論なしに動いているところがありますので、今は委員長として二つの戦略を考えております。

一つは、やはりマスコミさんにしっかりと広域連合の移管はどういうものなのかということを理解していただく。今日も随分多くの方、報道の方が来ておられますけれども、その例が、例えば、ある新聞社、4月14日ですけれども、私の視点というので、今日資料を出させていただいております。ここはちょっと短いのですが、今、まさに山口委員がおっしゃったように、出先機関の改革は地方分権の、特に民主党さんのマニフェストの1丁目1番地であつたはずだろうというところから解き起こしまして、この受け皿としての広域連合を関西がつくり、特に河川など、あるいは国道など、インフラの受け皿をつくらんと。

ただし、残念ながら東日本大震災以降、不安をいただく市町村長さんにより地方を守る会というのが結成されたけれども、どちらかというと、国のほうが当てになる、国に依存したいという気持ちがあるのかもしれませんが、そもそもこの分権改革というのは、基礎自治体が自分たちの覚悟で、できるだけ財源、権限、意思決定を現場に近いところに持ってこようという原点がございますので、そこに呼びかける内容にさせていただいております。

何よりも一つは、予算配分なり、あるいはインフラ整備のところ、今までとやり方が違いますよということを具体的に申し上げております。今まではどちらかというと毎年毎年陳情して、そして箇所づきもギリギリになるまでどうなるかわからない。一喜一憂をしていたという、そういう先の見えない行政に対してきちんと計画をつくりましょうと。そして、予算の配分基準をつくりましょう。必要性、公平性、透明性というようなことも言わせていただいております。

先ほど中谷のほうから説明させていただきましたけれども、今の基本構成案の中に市町村の意見をしっかりと計画段階で聞くと。それも毎年聞くというようなことが入りますと、一層このあたりは合理的に説明しやすくなってくるんだろうと思っております。

このような形で、例えばマスコミさんの理解で、もう一つの新聞記事、本日の中日新聞なのですけれども、どちらかというと、今のような予算配分とかインフラ整備というのはわかりにくいということで、中日の大津支局の次長さんが、一つ別のわかりやすい例を出してくださったのですけれども、大津市内にあります労働局の駐車場は3月はいつもいっぱいになるのですね、税の申告ときに。ちょうど隣にあるハローワークが引っ越しをしてがらがらだったのです。ところがその駐車場が使えない。なぜかという、全部上位機関に聞かなきゃいけないからというようなことで、ことごとさように、国の出先というのは、頭腦的な意思決定ができない。全部、上に聞かなきゃいけないので、当たり前利用者目線の行政ができていないというようなことを書いていただいています、こういう事例ももっと集めたらどうかというのが中日新聞さんの一つのヒントなのですけれども、このような形で、やはり私たちはもうちょっとわかりやすく説明する必要があるかなと思っております。

それから、もう一つは、シンポジウムのチラシを皆さんのところにお出ししていますけれども、5月7日に国のほうで、東京で経団連会館ですけれども、「国出先機関の移管実現と地域の自立」というシンポジウムを計画させていただきました。こういうところで、道州制だけが国の形を変える話ではないですよ。広域連合のやっているようなことも確実に関心を持っていただこうというようなところで動いております。

山口委員のご質問に対して少し長くなりましたけど、そんなところで動いております。

○委員長（吉田利幸）　山口委員。

○山口　享委員　私は聞いてよくわかりますけれども、まず戦略会議があつて、野田総理が本当に真剣に取り組みを実現しようと、こう思っておられるわけですが、法律も通さなければいけませんし、役人は役人でなかなか権限を移譲しないということで、法定受託事務が入り、これもいろいろ制限があるようでございますけれども、国会議員さん自らが民主党のマニフェストの1丁目の1番地と言われておりますけれども、全体として、地方からこういう運動が起こらなければ、今までのような形で市町村長さんたちは国会議

員を經由して、予算の配分であるとかインフラ整備とかをやっておられるのが現状なのですが、そういう構造が今は残っておるわけです。だけど、それをいかにして打破して地方分権社会、地方主権社会、権限を移譲して対応すると、こういう目標に近づくような形の対応をしてもらわなければいけないのかとこう思って、国会議員に対する協力、これが欠かせないのだと、こう思っておるのですが、簡単でいいですから、その問題だけ。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長、どうぞ。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 国会議員さんも、どちらかという自分たちの役割が減る部分もありますから、必ずしもすべてがすべてこの方針で動いていただいているわけではないのですけれども、地方分権という、地域主権というマニフェストにのっているところで、やっぱり大義のところをご説明させてもらうしかないかなと思います。

あわせて、実は川端総務大臣は大変強い決意で、この連休までには見通しを立てて、そして連休後の国会には上程したいというようなことも記者会見で言っていただいておりますし、やはり法整備のところ、これは野田総理と総務大臣のリーダーシップにかけていくことが必要だろうと思います。その外ぶりをマスコミさんなり、あるいはシンポジウムなり、もちろん国会議員も含めて私たちが努力をするべきところかと思っております。

○委員長（吉田利幸） ほかに。

大野委員さん、どうぞ。

○大野ゆきお委員 兵庫の大野でございます。2点お伺いしたいです。

1点は、今日も神戸新聞に載っていましたが、各市町、地元の市町との懇談の中で、残念ながら連合長を輩出している兵庫の中でも、市によっては非常に慎重な態度という部分と出先機関を丸ごと移管というのは拙速ではないかと、不安が残るというような意見もかなり出ているような感じもいたすのですけれども、このあたりは今後さらに説明をしながらご理解いただくしかないと思いますけども、どうお考えか、まず1点、お伺いしたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 先ほど申し上げましたが、市町の皆さんの不安は、特に予算配分であるとかインフラ整備のところはかなり集中していると思います、利害関係がかなり強いので。ですから、ここは計画をつくり、今まで以上に市町の皆さんの意見を聞いて配分をするということの説明を具体的にさせていただいております。

それから、各府県の中で、市長会なり町村会の説明資料をお持ちして、説明の場もこの2月以降でしょうか、各府県でもさせていただいております。

ただ、先ほど申し上げましたように、ずっと明治以来、何十年となく国にお願いに行っていたという、そういう習慣からしますと、なかなか計画的に、今、府県がやっております道路のアクション・プランとか河川のアクション・プランというようなことが、関西広域でできるのかというような不安は確かに市長さん、町長さんはお持ちだと思います。そこをもう少し次の段階で具体的にお示しをしていけたらと思っております。

○委員長（吉田利幸） 大野委員さん、どうぞ。

○大野ゆきお委員 関連なのですけども、うちのほうの地元の市長が話をしております

たが、一番住民に身近なところで対応するのは市町であります。その市町は関西広域連合には入っておりませんよね、今の枠組みの中では。そういった代表も入れるべきではないのかというような意見もあったのですが、そんなお話は聞かれておられませんか。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 協議会のほうに市町、町長の代表は入っていただいておりますね。ただ、必ずしも大きな声になっていないおそれもございまして、私たちは各市長会、町村会それぞれの府県ごとに説明の場をつくらせていただき、また、この間の3月20日は、関西全域でそういう交流の場、説明の場を持たせていただきました。

○委員長（吉田利幸） 大野委員。

○大野ゆきお委員 もう1点、今日のペーパーの3月20日の分にも載っておりますように、いわゆる奈良県の問題がずっと最初からあるわけございまして、この答弁を見ましても、特に奈良県の加入が不可欠な要件ではないと。この区域外であっても云々ということが書いてありますよね。しかし、現実問題として、関西の真ん中の部分が空白になるわけなので、これはどう考えても厳しいなと、私は個人的にはずっと、ちょうど魚の骨のどにひっかかったような形で、そのまま進んでいるような気がしてならないわけございまして、ここはやはり何とかしてでも協力をいただくように、この間、定数の件では連合長も議長もすごく汗をかいていただいて、お足を運んでいただいて何とかまとまったわけございまして、必須条件ではないと言え言えほど、向こうはかたくなに、そしてたら入らなくてもよいのかというように逆にとられないとも限りませんので、ここはもう少しこちらの熱意をいろんな形で伝えながら、入っていただくことが国に対しても説得力がぐっと増すのではないかなと。その部分をグレーにすればするほど、何となく厳しいなと私は思うんですけれども、この点、委員長はいかがでございましてか。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 奈良県さんの主張は主に二つだろうと思うのですが、屋上屋を重ねる組織をつくるのではないのかと。それから、もう一つは、そもそも必要性がないと。ここが大変きつところなので、奈良県の知事さんにも表に裏にいろいろコンタクトもとっておりますし、それから議会の中にもやはり入ったほうがよいというような動きもあるようございまして、ここは首長、議会の両方から、ぜひ近畿全体でいい行政をしていきたいと思いますというようなことを地道に呼びかける必要があるのかなと。

ある意味で、べき論でいきますと、それはおかしいではないかと。本来、地域主権で地域の自治を強化するべき動きの中に、何故地域の自主性が無視されるのだということなどもありますので、ここは大変微妙な問題でございまして、私どもも一番スカッと乗り切れないのがそこございまして、ぜひとも議会筋、首長筋、両方に呼びかけられたと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） 大野委員。

○大野ゆきお委員 もし今、奈良の知事がおっしゃるように屋上屋を重ねるとか、必要性がないのであれば、関西広域連合は必要ないわけでありまして、少なくとも2府5県の知事の皆さんが非常に大事だと。政令市も、できれば早くと言われているわけであ

りますから、この理論は間違っているのではないかと思うのですよ。ただ、それは向こうがおっしゃる話だから仕方ありませんけど、それはあくまで筋論であって、本音の部分はもっとほかにあるのかもしれないから、そこは本当に今、おっしゃったように表も裏もあるわけですから、何とか委員の皆さんに少し汗をかいていただいて、一刻も早くこの部分に解決の方向が見えてくると、ぐっと状況が変わるかなと思いますので、一層のご努力をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田利幸） 他にご意見。

どうぞ、山口委員。

○山口 勝委員 1点、簡潔にお伺いします。

一つは、先ほど構成案というのが国から示されたということですがけれども、先ほど嘉田委員長のほうから、私の視点ということで朝日新聞のお示しがありましたけれども、この中でも委員長の見識というのは、現状の認識というのは、野党でなく与党からも反対してみえるという国会議員の動き、それと、官僚の巻き返しでも、中身も骨抜きになりつつある危うい状況であると。一応、示された中で、危うい状況というふうに受けとめていらっしやるところはどこなのか、もう少しその認識についてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど国と地方において、上下関係、主従関係というふうなことを国のほうが言ってきている、言ってきてない、それはけしからんという話がありましたけれども、具体的にどんな形でおっしゃられて、どういうニュアンスで受けとめられているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長、どうぞ。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 後段のほうは事務局から具体のやりとりをご説明させていただきます。

前半のほうの骨抜き、危ういというところは、一つは、先ほどの奈良県問題ですがけれども、特定広域連合の区域のところに括弧書きがあり、当該管轄区域に含まれないとすることについて相当の合理性が認められる区域を除くと、この括弧がいつでしたか、1月ぐらいでしたか、後からついてきたのですよね。このあたりに一つ鍵をあちら側にかけてきたなというのがございます。

それから、出先機関の2番目の長を置くというところに、選択制となっていたのですがけれども、ここを独任制と。今のところはまだこれなのですけど、とにかく選択をさせない。一方的にやり方を決めてこようということが入り込んできます。この執行役という言葉も骨抜きの一つだろうと思って、執行役といいますと、今の補助機関であるべきなのであって、例えば事務的な事務総長などは、それを何か執行権限を持たせるようなことで、ここにかんぬきを入れておこうとするのかなど、特に組織のあり方ですね。あとの事務の権限などは動きながらでそれなりにいけるのですけど、この組織の形のところで最初から随分ハードルをかけられたなというのが一つの困難な道とっております。

あと、事務的なところについては、どうぞ。

○委員長（吉田利幸） 中谷担当課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 二つ目のお尋ねの件でございますけれども、国土交通省がどういう形で関与を求めているかというご趣旨のご質問でございます

が、先ほど申し上げた中で、内閣府が具体的に国の出先の事務事業を移管、移譲するに当たってどういう条件が必要なのか関係省庁に照会をしております。その際に、いわゆる直轄国土を、直轄河川を我々広域連合に移譲する前提として、次のような関与を認めようということ、具体的に国交省が回答をしてきております。

その中身としまして、まず今、自治事務、法定受託事務というのが地方自治法上、認められた我々の事務類型でございますけれども、これ以外の新たな事務類型を設けるべきだという条件を付しております。

具体的には、次のような関与を可能にしてほしいということで、広域的实施体制、すなわち広域連合の長に対する指揮監督、それから、大臣が例えば災害時に広域連合にかかわって事務を直接執行する場合に、この広域連合の職員に対しても直接指揮命令、指揮監督ができるようにしてほしいと。

それに加えて、広域的实施体制の議会、連合議会については、議決権、調査権を行使しないような事務類型にしてほしいと。すなわち、これは機関委任事務の復活そのものでございます。これについては認められないという回答をしてきているところでございます。

○委員長（吉田利幸）　山口委員。

○山口 勝委員　我々にとっても何故かと思わざるを得ないような話ですけれども、ただやはりどこまで行っても丸ごと移管ということと、それから国の関与ということで議論を進めていけば、当然、どこかで何らかの決着というものをしなければなりませんし、丸ごと移管したとしても、国の大きな方針とか、そういったことに背いて勝手に地方でできるわけでは当然ないので、当然、関与という言い方がいいのか、連携という言い方がいいのかどうかは別として、やはり残る部分というのは当然あるのだらうと思いますけども、やはりそこは新しい類型とか、官僚の考えられることですから、頭のよいことでいろいろ出されてきていると思うのですけども、そこはしっかり、こういうことがやはり残れば非常に本来の趣旨が損なわれて、丸ごと移管して、大切なのは地域の人たちにとっていいことなのだということが、より鮮明にならなければ、これは本当にプロの話なので、行政が移管されることだけの話になってしまうと。その点についてはもう少し、国がこういうことを言ってきて、今までの広域連合の考え方はこれで、これをつないでいくというふうなことを明確にお示しをしていただく機会をしっかりと設けていただきたいと思います。

2点目にお伺いしたいことは、先ほど市町といいますか、市町首長さんとのご意見の交換でのやりとりの話があったと思うのですけども、委員長は、大体はお金といいますか、財政調整というか、実際、具体的には箇所づけとか、そういったところ辺でうまくやれば、何とか市町の方もご理解いただけるのではないというニュアンスの発言をされたと思うのですけども、議事録を読んでいると、確かにそういう発言もあるのですけども、やはり広域連合と自分たちとの関係性の明確化と説明をもう少ししっかりしてもらいたいと、こういう意見もあるのではないかと思いますし、これも初めて持たれたということがあって、それに関しては申しわけないみたいなところは、井戸連合長の話が始まっていますよね。そういうことも含めて、単にこれがガバナンスの問題とは違って、そういう利害調整や、言ってみればそういう具体的な工事の調整とか、そういうことのみならず、そういう前提の意思表示が大事だと思うのですけども、その点について改めてご見解を伺いたいと思います。



○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） ある意味、無理もない。何十年も国に陳情に行って、それで、そこで国のほうは、大変ウエルカムをしながら、でも、あるときには説明なしに予算もつけたりするわけですから、無理もないところだろうと思うので、それに対して広域連合というのは、住民が選んだ知事なり、住民が選んだ議員さんが入り、住民ガバナンスが間接的ではありますがありますけれども、効いているけれども、その主体なりが見えないと。

はっきり申し上げたら、国に行くかわりに、私らは兵庫の井戸知事のところに頼みにいくのかというようなことははっきり言われておりますので、そもそも頼みにいく、陳情ということが違うのですよと。みんなで作くり上げて、それで、いわば議会で合意をするような、そういう仕組みなのだという説明はさせていただいておりますが、ちょっとまだイメージが確かに沸いていないところがあると思います。

これはもう少し単に一方向的に陳情ではない。みんなで作くり上げていく。そして、最終的には、地域主権は、国の権限を広域連合なり府県、府県の権限を基礎自治体というところで、近接補完の原理をいかに働かせるかということですので、基礎自治体の皆さんには、もっともっと自分たちで、県からの権限移譲を受けたときにどうなるかということも一緒に議論しましょうと申し上げております。

○委員長（吉田利幸） 山口委員。

○山口 勝委員 最後に要望を申し上げますけども、前段の件も、やはり関西広域連合が求めるもの、それから国から言ってきていること、そして、市町村の心配ごと等を含めた懸念、こういったものを含めたトータルな形として、きちっとした形で、もう少しわかりやすく説明できるものを持ってもらいたいと。

後段の件は、やはり具体的なイメージということからすれば、これまで市町村も県のほういろいろ相談しながら、お願いしながらやってきた。言い方は悪いですけども、上下関係的なものもなかったことはないわけであって、これを要するにフラットにしていくんだというふうな形で考えたとしても、それは今までのものを、明治以来、さっきおっしゃったとおり、それを大きくひっくり返していく話になっているのかもしれないので、その点に関して、地域の広域連合内の関西の、滋賀県も京都もそうですけれども、市町村の方々の理解と協力がなければ進んでいけないということも実態としてあろうかと思っておりますので、その点について一層のご努力を求めておきたいと思っております。

○委員長（吉田利幸） それでは、他にご質問。

中小路委員。

○中小路健吾委員 では、私からも、大きく2点お聞かせをいただきたいと思っております。

まず、1点は、特例制度の法案がいつ成立するかというのは、なかなか予断を許さないところだと思うのですが、仮にこの法案が成立した後に、先ほど少し手続的なところをご説明いただいたと思うのですが、ちょっとスケジュール感をお聞かせいただきたいのですが、仮に、この通常国会中のどこかで法案が成立をしましたと。そうすると、先ほどのご説明でいきますと、国が基本方針を定め、その基本方針に即して広域連合側で計画策定をします。その計画策定をこの議会に図られて議決を得た後に計画の認定がなされていくと。

そうすると、これは大体、今、想定をされて、仮に24年6月の通常国会内で法案が成立をした後は、今、言った一連の流れというのは、どれぐらいスケジュール感を考えていらっしゃるのかということあたりを少しお聞かせをまずいただきたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 中谷担当課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 直近で最速でいった場合ですけれども、この当該年度後半から政府のほうでいろいろ基本方針をお定めになって、1ヵ月ぐらいかかるのではないかと考えておりますけれども、それに続いて、私どもで実施計画の策定作業に入ると。

あわせて、これだけではなくて、実際に事務事業が移ってくるということになりますと、人員の移管、どういう具体的な手続をするのかという検討も必要でございますし、財源移管も、まだこれから具体的な検討になりますので、恐らく1年を越える期間で準備を進めていかざるを得ないというふうに思っています。

したがって、実際に機関がこちらへ移ってくるのは26年度のどこか、年度途中ぐらいではないかという見通しを立てておりますけれども、非常に雑駁な見通しで恐縮なのですが、相当の準備期間を要することになるだろうというふうに思っております。

○委員長（吉田利幸） 中小路委員。

○中小路健吾委員 そうすると、最速で今の26年度途中に移管がなるというところだと思います。その間に、今、おっしゃった計画ですとか、ここはなかなか具体的にはまだ次のステップが見えないですが、人員の問題、それから財源の問題を含めて、当然、受け皿となる関西広域連合側で予測されるさまざまな諸条例ですとか、そうしたものの策定というものが当然想定をしていかなければならないとなったときに、まず、今の見通しとして、どういうものが必要になってくるというのは一定検討されているか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 中谷課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 済みません、お手元に資料がございませんので、申しわけございませんけれども、我々の間では、例えば人員移管についても、処遇に関する条例規則というのは、すべて広域連合のほうで定めるということになりますので、そういった準備作業が必要になってくるということが一つ。

それから、実際に法令に基づく事務事業だけではなくて、法令に基づかない、いわゆる自立行為というのでしょうか、例えばプロモーションですとか、研究会ですとか、あるいはシンポジウムといったようなことも国の出先はやっておりますので、こういったものをどういうふうに我々に移していただいて、あとをやっていくのか、そういう取り決めについてはあれですけれども、国の出先の方々と我々の間で了解をするような手続というものも必要になってくると思います。

当然、体制として我々だけでできるものではありませんので、今、出先にいらっしゃる方々の協力も得ながら、相当の作業をしていくことになるだろうと思っております。

○委員長（吉田利幸） 中小路委員。

○中小路健吾委員 今、おっしゃっていただいたようなところが、多分、次、国がどう出るかということとあわせて、関西広域連合側で準備をしていく。

この中にはいろんな論点もあるだろうし、さまざまな意見もあると思うのですね。それ

を考えると、直近で26年度中に一番早い最速でいった場合でも、やはりそろそろ同時並行的に人員を受けるとしたら、その人員の管理をどういう体制で行っていくのかとか、本当の事務の執行体制はどんなふうに、どういう手順でやっていくのだろうかとか、やっぱりこのあたりが見えて、それは関西広域連合側としてそろそろ検討し始めていかなきゃならないのかなというふうに私は思っています。

その意味で言うと、国の法律がどうなるかということが決まらなないと、詳細はなかなか説明しにくいという事情はよくよくわかるのですが、一定、論点整理であるとか、そのあたりは議会のほうにも頭出しというか、是非していただいて、同時並行的に、我々こちら側としても論議をしていかなければならないと思うので、まずそうした情報提供といいますか、論点整理をぜひお示しいただきたいなということをもまず1点要望させていただきたいと思います。

もう1点、執行機関のあり方についてです。

先ほどのご説明でいきますと、今の特例制度の概要の中でいけば、現行のいわゆる連合委員会という執行機関のあり方は、まず認められるという認識でいいということですね。

○委員長（吉田利幸） 中谷課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 委員のお示しのとおりでございます。

○委員長（吉田利幸） 中小路委員。

○中小路健吾委員 そうしますと、少しこれは嘉田委員長にお聞きをしたいのですが、現行の今の委員会制度で、この1年余り、実際の運営をしてきていただきました。そこで見えてきている課題であったり、少し今のままでいいのかな、あるいはもう少しこういうところを補強しなきゃならないというような課題認識をお持ちであれば、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長、どうぞ。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 2年前の12月1日に発足をしてから過去1年半近く動いてきまして、正直なところ私は、それぞれの分野別の大臣とは言わないけれども、経済なら経済、環境なら環境というところで、関西全体に目配りをしながら計画をつくるというようなことをやりながら、一方で、今回は震災に対してカウンターパート支援をする。その後のエネルギー節減計画など、予想以上に知事同士の、委員同士の連携は速やかにできたなと思っております。

逆に、そこが動き過ぎているので、市町あたりは置いていきぼり感というか、何が動いているんだろうということになって、反省をするところでもあるのですが、ですから今まで出先機関で、例えば近畿地方整備局、あるいは環境、ほとんど見えません。だれが局長なのか、そして2年ごとぐらいに事務的に変わってきて、大変能力のある官僚の方たちですけど、何を思って、関西をどうもっていくのかという意思は見えなかったのですけれども、それが今回、各委員が分野を担当することによって、経済はこうしたい、環境はこうしたい、観光はこうしたいと、エネルギー政策はと見えるようになったので、大変政策的には関西全体としての行政の質は高まりつつあるのではないかと思います。

ただ、一方で課題ですけど、近畿地方整備局は大変大きな1兆円近くの予算を持ち、そして、職員さんが3,000人という滋賀県全体ぐらいにあるわけですから、そこの方が分散していて、そしてそれぞれの方に、実は95%はプロパーなので、5%の方が国との

キャリアで行ったり来たりしているのですが、その方たちにいかにモチベーションを持って、本来の、今まで以上の仕事をしてもらおうのかというところはいろいろな工夫が必要だろうと思っております。

少し抽象的な言い方でございますけれども、ここについては、事務的な権限なり、仕組みづくり等を含めて、これは委員の中で、どうやったら関西全体として同じ財源、人で、より望ましい政策ができるかということ、議員の皆さんとも相談をしながら詰めていきたいと思っております。

○委員長（吉田利幸） 中小路委員。

○中小路健吾委員 今の点も、やっぱり執行機関のあり方というのがどうあるかなかなかわからないところに、市町村から見ても、多分、不安感というのがあると思うんですね。これは我々議会から見てもあって、やっぱりここもあわせて同時並行的にどういうやり方が現行のあり方からいいのだろうというのは、これは考えていかなきゃならないし、むしろこのあり方を考えていくときというのは、執行側にいらっしゃる皆さんだけで執行機関のあり方を考えるというのは、ある意味、危うさを持つと思います。そのためにどういう執行機関のあり方に我々はどういう権限を与えるのかということこそ、この議会の場でしっかり論議をしていく内容だと思うんですね。そういう意味でいうと、これは実際に、今、国の法律の大体の姿が見えてきて、特例制度の基本方針も出てきている段階があるわけですから、一定の幅は見えてきているはずなので、その幅の中でこれから執行機関をどうしていくのか。

今、多分、うまくいっているのは、今、いらっしゃる皆さん方の、ある意味、個人的な能力であったり、個人的な人間関係が非常にうまくいっている間はそれですごくスムーズにいっているかもしれませんが、必ずしも、つくるべき制度というのは、個人のそういう質とか能力に依存するものではなくて、やっぱりどなたがなられても動く仕組みをつくっていくべきですし、そのあり方について、この議会の場でしっかりと論議をしていかなければ、新しい制度になったときに、我々も各府県の議会に持ち帰って、こういう制度ですというふうになったときの説明もできないわけですから、ここもぜひ早急に、この場を通じてでも論議ができるような材料提供というものはしていただきたいなというふうをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（吉田利幸） それでは、他にどなたか。

大井委員。

○大井 豊委員 今と関係はまたあると思うのです。今、嘉田知事もおっしゃいましたように、今までは、私から言わせると、たかだかした予算の中で動いているわけですね、今までは。事業というほどの事業ではないという中で動いている場合は、そう利害関係は対立することは少なかったのだろうなというふうに思っています。

それが、例えば先ほども話があったように、この三つの部分が移管されると、恐らく1兆円近い予算を、滋賀県の場合は倍の予算が動くわけですね。そういった時点で、本当にこの判断をどうしていくかということ、本当にこれから大きな課題だというふうに思っています。

とりわけ連合委員会は、各知事さんなり、今度はまた政令市の市長さんが出られるわけですが、これすら全体から選ばれた人ではなくて、各地域から出てこられるという、そう

いう背負っているものが皆、違うわけですね。そこで、どこまでうまく調整ができるかというのは、今でも私もちょっと不安は持っているところなのですが、そこら辺で何か工夫をして、今、決めていくそういう工夫がどういうものがあるか、なかなか私も浮かばないのですが、そこら辺はしっかり、なるほどなという形が見えるような形にしないと、今後の運営がなかなか難しい。恐らくこれは各市町の皆さん方も、そこら辺がなかなか見えないというふうに思っておられるのではないかと。

この前の市町の懇談の中でも、いろいろ厳しい話が出ていたようですが、各府県ともそうだと思うのですが、県と市町というのは、関係がそれなりにうまくいっていると言われると、すべての府県がうまくいっているとは思えないんですが、そういった中のことも踏まえて、やっぱり移管をうまく進めていこうと思うと、そこまである程度詰めた話をして、なるほど、それならいこうじゃないかというような形を示しながら国からの移管を進めていかないと応援団が出てこないという、そんな思いもしますし、恐らく今、国土交通省なんていうのは、網の目を張ったようないろんな抵抗勢力が各市町村まで入り込んでいますから、そういったことをどう覆していくかというのが、本当にこれから大変だというふうに思っていますんで、そこからきちっと手をつけていかないと、もう一山を越えるのは難しいのかなと、そんな気がしますが、知事の決意のほうをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 薄々知っていただいているように、後ろからいっぱいピストルを撃たれておりまして、私は実はダムの問題のときにも同じ目に遭いました。やはり府県だけを浮かしてしまって、国と市町と一緒にということが今回も起きておりますので、ここは先ほど申し上げましたように、マスコミさんなり、あるいは本来、自治というのは、もっと基礎自治体に財源、権限を移すという、その仕組みを意識形成できるようにということで各府県でも始めていただいていると思いますが、ただ、どうしても特にしんどいところを上で調整してもらったほうがいいというものもありますので、ここは少なくとも何人かでも応援団がふえるような形で、ぜひ皆さんにもお願いをしたいと思っております。

そういう中での具体的な仕組みですけど、監査であるとか、あるいは住民参加の協議会であるとか、場合によっては対立する河川の問題などは、海外でやっているような第三者委員会のようなものであるとか、いろいろな可能性があると思います。今はまだそれをうまく整理できていないのですけれども、いずれにしる透明度を上げて、そして見えやすくするということが一番の原点だろうと思っております。

事務方のほう、何かありますか。

○委員長（吉田利幸） そしたら、桑野事務局次長。

○本部事務局次長（桑野正孝） その執行機関のあり方を含めまして、例えば意思決定の方法としましては、地域主権戦略会議のほうでも幾つか案が示されておりました。

一つが、今、たたきになっております、案になっております独人制の長を中心とするという形ですけれども、これに加えて、私どものほうでは、例えば合議制の理事会制はどうであろうかと。それも含めて、こういうことについては各地域で考えさせていただかないかと。そういう選択制をしていただけないかということや、ずっと要請をしてまいって

おります。

それは先ほど委員長もおっしゃいました、例えば第三者委員会のようなものを置く、あるいは議会の皆様にもっと関与していただく方法でありますとか、あるいは市町村長さんにどう加わっていただくかというようなことになろうかと思えます。これにつきましては、改めまして具体的な案をご提示申し上げてご議論いただいたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） 尾崎委員。

○尾崎要二委員 先ほどからの議論を聞かせていただいて、問題点というのは2点ほどあろうと思うんですけれども、一つ一番感じておりますのは、今、嘉田委員長のほうからも話があったわけですが、本当におわかりなのかなという疑問すらあると思うのは、まず委員会で知事が集まって決められると。そういうことが即、マスコミへのって、そして打ち上げ花火のように、次から次へ今日まで上がってきたと。

当時、議会で設立された後もよく言ったわけですが、我々に聞く前に新聞記事を読んでもらったら、そのとおりなのだ。後、連絡が入ってくるであろうというぐらい委員会側が突っ走ると。言い方は悪いですが、打ち上げ花火を上げるというような状況があったと。

最近、そういうことがなくなってきた、やっとな輪か、片一方のほうは小さいように感じますが、少し形がとれてきたということであって、この国出先機関の問題も、今、国と市町村がお互い通じて、そして我々に対してというお考えがあらわれるようですが、もともとこんなことは予想されることです。

ところが、一つ反省せねばならんのは、関西広域連合は、ほかのこともそうですけれども、次から次へ委員会側が集まって打ち上げ花火を上げるものですから、後から皆が話を聞くと。そうすると、市町村の場合も、一体どんな考え方でどうしていくのだろうという不安を持つ。関係のない話なら勝手にやっておいてもらったらいいけれども、まず今、言う国土交通省の部分ですと、それぞれの箇所づけや自分たちにすぐ響いてくることだと心配されるのは、私はこれは当然だと思うのです。

それに対して今回のこの姿を見ていると、片や関西広域連合は地方分権をぶち上げると。そして地域改革だと。その言葉を今、地域の自治と、自立というのもここへ書かれていますけれども、その一番の基礎自治体である市町村のほうで、また首を立てに振らないような状況というのは、やはり少し努力不足ではないかということも率直に認めていかないと、先ほど嘉田委員長、市町村ともこれから十分いろんな話もしながらという答弁を今、されてきました。だから、その辺は良しいと思います。やはりこの辺をもう少ししていかないと、浮き上がったような状態で物事を進めるといって、どこかで最後やはり無理が出ると。

家を早く建てようと思ったら、基礎はそこそこで上に立派なものを建てたと。少し地震がいったら、基礎が液状化か何かで傾いてきたというようなものの建て方というのは、やはりこれは慎まねばならんという考え方を持っています。

ですから、片や地方分権だ、地方自治だということを大々的に大なたを振って言っている関西広域連合が、もう一つ、地方自治、基礎自治体である市町村と理解を得てもらいにくい姿というのは、私はこれは関西広域連合自体の課題だろうというように思っております。ですから、国が抵抗するために市町村へと。本来、市町村へ仮に声をかけておられる

としたら、やはり国はそう言われてでも、我々は分権のほうでいきたいのだというぐらいの言葉を出していただけるぐらいやってこそ、本当の意味での広域連合の底力をもっともって発揮できるという形の中で、その努力を少し怠って、そして「マスコミの皆さんが」、「マスコミの皆さんが」というご意見が余りにも強過ぎるということですので、別に答弁はどちらでも結構ですけれども、感じてならんということですので、一言意見を申し上げたい。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） ご指摘のところは十分に市町にとって前向きに昇華してもらえるような関係づくりを考えていきたいと思えます。

あわせて、これはこちらからの提案というのはいいかどうか、議会の皆さんの中に、例えば出先機関改革、先ほどから皆さんにご指摘をいただいておりますように、大変なステップが必要です。論点整理も必要ですので、議会の中に例えば特別委員会とか、そんなものも皆さんにお決めいただくことでございますけれども、少し提案というかヒントを出させていただけたらと思えます。

○委員長（吉田利幸） 日村委員。

○日村豊彦委員 国会のほうが非常に混乱をしておりますので、連休明けに法案をまとめてというようなお話を国のほうで川端大臣がおっしゃっていたというようなことでありましたけれども、通常国会も6月20日までですか、非常に日程的にも厳しくなっているような感じがいたしますので、ぜひ、ひとつ強力に要請をしていただきたいと思いますと思っております。

それで私は、出先機関が丸ごと移管されたときに、実は議会の存在というのが物すごく大きいのだらうと思っております。議会がどのように発言するかというだけではなくて、あるということ自体がとても大きなプレッシャーになるのではないかと。

つまり今、道路予算幾らにします、河川予算幾らにします、コンクリートがどうのこうのと言って、国会のほうでは国土交通省の役人に対しては、ガンガンの意見交換、議論がなされている。しかし、国交省でいえば、地方整備局が予算をどのように執行しておるのか、無駄があるのかないのか、アンバランスかどうか、職員はしっかり働いておるのかどうか、これを永田町の国会で一つ一つ、東北の地方整備局がどうだ、近畿地方整備局がどうだなんてやっているはずがないのですね。やってないのですよね。

だから、地方整備局は神聖地域とは言わないけれども、伏魔殿とは言いませんが、表に出てきてないですね。それで国会議員から質問を受ける。国会議員の質問に対してきちんと答えなきゃならないというプレッシャーも恐らく感じていないと。

それぞれの府県になると、それぞれの県議会議員さんが、いろいろと質問をしていく。あそこは付け過ぎているなどと質問をする。県の職員は、きちっとその先生方のご理解をいただかなければならないし、もし質問されたらかなわないというのがある種のプレッシャーになって、そして説明能力を高めるために一つ一つ論理的にせざるを得ない部分というのがあるのですね。

我々が優秀だろがなかろうがいうのもあるけれども、それ以前に、そういうことをはっきり説明しなければならぬというのが彼らに対して一つのプレッシャーになるということになると、出先機関が広域連合に移管されたときに、ここに関西広域連合の広域イン

フラ局の職員がズラッと並ぶわけでしょう。我々はここでその予算がどうなっているのだというのを質問したり答弁を受ける。

恐らくこれは初めてのことですよね。だから私は、そのことは新聞にも報道され、テレビにも報道され、それは市町長さんあたりにも伝わるし、住民にも伝わるし、私はそれが従来と一番大きく異なってくる点であろうと思っておるのです。だから、我々もしっかりしないといけないとは思いますが、そういう意味で、議会が存在するという事だけでも従来とは大きく変わってくるだろうと思っています。

あとちょっとお尋ねしたいのは、私はこのところの市町長さん方の議論を聞いたりしておる時に、そもそも出先機関が今日どれだけの権限を実際に持つておるのかという話がない。余りされないですね。本当に近畿一円の予算の箇所づけを私は近畿整備局だけで勝手にやっているとは、とても思えないです。だって、それであれば、市町長さん方は東京へ陳情に行かずに大阪に来てはるはずでしょう。そうじゃないじゃないですか。皆さんは東京ばかり行っている。我々だって、近畿地方整備局へ陳情に行くのは、直轄河川ぐらいいですよ。ほかの河川は県に要請したり、補助事業でしたら国会議員に言うておく、霞ヶ関に言いに行かなければというようなことで、本当に地方整備局へ市町長さん方がガンガン行っておられるようには思いませんよ。

だから、国の権限をもらうみたいなことをいうと、関西広域連合が国交省から独立して広域連合に権限が入ってきて、あとは広域連合で好きなように使いますって、そんなことではないはずなのですね。だから、今現在、本当に予算の箇所づけをしたり、予算を獲得する上で、全国幾つもある地方整備局の一つの近畿地方整備局がどれだけのウエートを本当に占めておるのかということ認識しておかないといけないのではないかと。

とすると、ちょっと私も自己矛盾になるのは、地方分権のはしりだよと言いながら、一方で、実際それですべてできるわけじゃないから、今後とも東京へ陳情にもたくさん行かなきゃいけませんから、大した一歩じゃないのですよと言ったら自己矛盾みたいになり、どうも弱ったなと思うんですけど、だからそういう意味で、例えば道路改良、近畿地方整備局にこれだけですとか、あるいは河川改修、河川改良はこれだけですとか、恐らくそれは全体の地方整備局のバランスの中で霞ヶ関で決めてくるわけでしょう。その箇所づけだって、好きなように関西で決めてくださいじゃなくて、こちらから国交省本省へ要望を上げる中で物事が決まってくるのですから、下手をすると、今まで県と東京へ行けばいいだけだったものが、東京にも行き、大阪にも行き、それから県庁にも行かなきゃいけないと、行き先がふえるということになってしまうと、市町長さん方では、一体どこがよくなったんだろうということになってしまう。

だから私は、今現在の本当の地方整備局がどれだけの力を持つておるのかということを引きちと精査をして、それをとりあえず我々は受けるのだけれども、それを今後このように変えていくんだという部分が要るのではないかなと思うのです。

私は恐らく26年度は看板かけかえしたって、それでここで一割全部我々が好きなようにできるんだということには恐らくならないのだろうと。むしろこのメンバーが、その都度、国交省・霞ヶ関へお願いに行かなければいけないみたいなことになってしまうのではないかと思ったりするのですけど、ちょっとそういう意味で、何か一方的に自分の悩んでいる感覚を述べたのですが、質問とすれば、今の出先の地方整備局がさまざまな物事を



決めたり箇所づけをする上で、どれだけのウエートを占めておるといふふうにお考えになっておるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

○委員長（吉田利幸） 中谷担当課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 委員ご指摘の問題ですけれども、非常に実は悩ましいところがございます。我々も地整局の事務事業を公表資料ではかなり追っかけて、こういう手続でやっているのだというのは把握しておりますけれども、実際、どこまで決定権があるのかというのは、お尋ねしても、今のところはまだ何も決まっていませんからお答えできませんという答えが返ってきているのが現状です。

ただ、例えば地整局の予算の推移とかを見ますと、委員ご指摘のとおり、全国のバランスの中で、大体十数%ぐらいの予算を近畿ではあてがわれていて、恐らく直轄事業の中でも、維持補修の部分はいわゆるつかみ金のような格好で自由に箇所づけを近畿地整のほうでやっておるかなということかなと。ただ、新築とか改築については、最終的な箇所づけは、本省もしくは財務省のほうを持っている。

ただ、原案といいますか、次は国交省さんのほうで、これが重要事業だけれども、そのうちのどの区間をどこまで進捗させようかというのは、恐らく相当な案を地整局さんのほうでつくっていらっしゃるのではないかと。それがそのまま認められているかどうかというのは、少しブラックボックスなところがあって、我々も今の時点では、申しわけないんですが、把握し切れていないという部分でございます。

○委員長（吉田利幸） 日村委員。

○日村豊彦委員 私は、もしそういう一定の制約のもとに地方整備局が存在しておって、それを今度は関西広域連合が受けるにしても、そうであったにしても、制約を受けるのであったにしても、広域連合が今までの国の一つの出先機関である地方整備局から広域連合にかわったことによるメリットがもしあるとするならば、総合調整の部分だろうと思うのですね。

河川なんかでも、国の一つの河川でも、下流が国で、中・上流が県というようなケースがいっぱいあります。本流が国管理で、そこへ流れ込む支流が県管理だというのが。河川の中で弱い部分というのは、国と県の管理境界部分というのは物すごく弱いのです、負わせ合いになっちゃって。

どこまで国がやるのだ。どこまで県がやるのだ。そっちが先にやりなさい。こっちは後だよというので、私の地元の台風被害のときでも、一番きつい被害はやっぱりそこなのですよ。

だから、国と県の管理境界部分の総合調整、それから、道路を拡張することに伴って河川がちょっと狭まっちゃうとかいうふうな河川行政と道路行政の総合調整とか、それから、できれば公共事業にのせるときには、どんな道路であろうと基準に合わせなきゃいけないと。人が通らないところでも歩道は3メートルにしなければいけないとか、それぞれの府県が一番地域の実情を御存じですから、ここは従来よりも、国が決めている基準よりも広くしたいとか狭くしたいとか、歩道も広くしたいとか狭くしたいとか、それぐらいの裁量権みたいなのは、ぜひ出先機関移管のときには確保しないと、私は地域に近いところがやることの意味というのは上手に説明できないんじゃないかと思っていまして、余分に盛り込んでおいていただきたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 嘉田委員長。

○国出先機関対策委員会委員長（嘉田由紀子） 大変大事なポイントをご指摘いただいております。

実は、河川にしる道路にしる、実務的にどう予算がついて、だれが、それを受けとったときにどれだけプラスがあるのかということ去年からとても気にしながら十分できていないのです。

それで、今回でも、本部事務局の国出先機関で例えば地方整備局担当が杉山、河川が松野、道路が野尻、それから計画が宮本とそれぞれ担当を当てております。今日も来ておりますので、その辺の実務を知っている職員にどうやったら最大限の移管のメリットが生かせるのかということ積み上げてもらいたいと思っております。

去年の夏からずっと悶々と思いながら、なかなかできていなかったのですが、まさにいよいよ基本構想案ができてきましたので、この実務のところ積み上げてくると、先ほどの市町にも、より一層説明をしやすくなると思います。

それと、2点目ですけれども、やはり総合調整です。それで、私はずっと河川のことをやりながら、残念ながら川の中だけは河川でできるのですけど、土地利用とかかかってくると、途端、都市計画のほうになるのだ、農業政策のほうになるのだというところで、中と外がセットでできない。

そういう中でかなり無理して、例えばダムでも、川の中だけで水をとじ込めようとするからダムということになるのですけど、土地利用とセットでしたときに、必ずしもそういう無理をしなくていい。あるいは40年、50年計画をしてきて、ダムを例えば見直しをするときに、森林とか道路とか地域振興をどうするのか。ここも今まで総合調整がなかったのですね。計画の見直しができない。それに対して計画を見直しするけれども、地域振興をやるよと。そして、住民目線というところも、具体的に滋賀県など動き始めておりますので、こういうところを総合調整でプラスどうなるのかと。そして、何よりも日村委員が言っていただきましたように、このプロセスが議会で見えますので、議会参加があるということが住民ガバナンスが効いてくるということでございます。

今、残念ながら、国のほうでそれぞれの事業の審議などは国会でもできてないと思いますので、ここはぜひ委員の皆さんのいろいろな厳しい意見もいただきながら、ガバナンス、そして見える仕組みをつくっていく、これが移管の大きなメリットだろうと思います。

ご意見ありがとうございます。

○委員長（吉田利幸） それでは、他にご意見がございませんでしょうか。

それでは、大変貴重なご指摘、それから要望等もございましたので、当然、委員会のほうでも十分体現をしていただいて、より実り多いものにしていただきたいと思います。我々も、二元代表制の中で議会は議会としての職責を全うしていきたいと思っております。

本日は、以上で閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時03分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広  
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、  
ここに署名する。

平成24年4月

総務常任委員会委員長 吉田 利幸